

常盤平浄水場新設配水池基本設計業務委託標準仕様書

松戸市水道部

目 次

第1章	総 則
第2章	設計一般
第3章	基本設計
第4章	準拠すべき図書
第5章	審 査
第6章	提出書類

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 松戸市水道部（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に発注する本業務委託（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づき、特記仕様書に示す委託対象地域の実施設計を円滑にするために必要な調査、検討を行うことを目的とする。

(一般仕様書の摘要)

第2条 業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

(費用の負担)

第3条 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記の無いものであっても原則として乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第4条 乙は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の保守)

第5条 乙は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(提出書類)

第7条 乙は、業務の着手及び完了に当たっては、甲の契約約款に定めるものの外に下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者等選任通知書
- (3) 工程表
- (4) 内訳書
- (5) 業務完了届
- (6) 納品書
- (7) 請求書

2 承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を受けなければならない。

- 3 受託者は、契約時又は完成時において、請負金額 100 万円以上の業務について、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は、完成後 10 日以内に、調査設計業務実績情報サービス（TECRRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにコンパクトディスクにより提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合にはこの限りでない。

(証明書)

第8条 必要な証明書等は、乙の申請により交付する。業務完了時、証明書等は速やかに返還する。

(管理技術者及び技術者)

第9条 乙は、業務の実施にあたり、次の各号に定める事項及び関連する法令等を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術管理を行わなければならない。
- (3) 業務の進捗をはかるため十分な数の技術者を配置しなければならない。

(検査)

第10条 乙は、業務が完了したときは、甲の検査を受けなければならないものとする。

- 2 業務完了後において、明らかに乙の責に業務の誤りが発見された場合には、乙は、直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

(引渡し)

第11条 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し甲の検査をもって、業務の完了とする。

(疑義)

第12条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合は監督職員の指示に従わなければならない。

第2章 設計一般

(一般事項)

第1条 業務の履行にあたっては、監督職員と十分打合せの後、実施しなければならない。

2 主任技術者は、前項の打合せには、必ず出席しなければならない。

(設計基準等)

第2条 設計にあたっては、甲の指定する図書及び本仕様書に記載してある図書に基づき業務を行わなければならない。

(設計上の疑義)

第3条 設計上に疑義の生じた場合は、監督職員と協議の上、これらの解決に当たらなければならない。また、内容が適当でないと認めた場合は、直ちに訂正しなければならない。

(渉外事務)

第4条 乙は、調査、設計上必要な渉外事務を行わなければならない。乙の責任において解決できない場合は、監督職員と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、随時報告すると共に業務完了時に提出しなければならない。

(設計の資料)

第5条 乙は、業務上必要な地下埋設物、その他の支障物件については、関係官庁及び企業者等において、将来計画を含め十分調査しなければならない。

2 設計の計算根拠、資料等は、全て明確に整理して提出しなければならない。

(参考資料の貸与)

第6条 甲は、業務に必要な土質調査書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

(参考文献等の明記)

第7条 業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名等を明記しなければならない。

(現地調査)

第8条 乙は、現地を調査し、地質調査資料等を十分検討し、下記事項について確認しておかななければならない。

- (1) 地形、その他
- (2) 境界、周囲の状況、地盤高、連絡道路、地下埋設物等。
- (3) その他設計に必要な事項

(基本設計)

第9条 業務の内容は基本設計とする。

- 2 基本設計とは、実施設計を実施するために必要な調査、検討等（以下「基本設計図書」という。）の作成業務をいう。

第3章 基本設計

(基本設計の検討)

第1条 乙は、基本設計を進めるにあたり、設計対象施設に関する検討及び確認を行わなければならない。

(申請資料等の作成)

第2条 乙は、工事、設計に必要な申請(占用許可、協議、作業届等)に関する事前協議を遅滞なく進めるために必要な関係資料を監督職員の指示に基づき作成しなければならない。

(基本設計図書等の作成に関する作業)

第3条 乙は、甲が提供した資料、又は乙が調査した事項について関係者の打合せ結果等を十分検討を行った後、次の作業を行う。

1 設計図書作成に関する作業

ア 一般平面図

イ 水位関係図

ウ 構造図(平面図、縦横断図、基礎伏図)

2 整備方法について、次の各号に定めるものを検討すること。

- (1) 工法について、施工性、経済性等を考慮した比較検討を行うこと
- (2) 各工法については、地域性を把握し、作業スペースを含めて施工が可能であるか検討すること。

第4章 準拠すべき図書

(準拠すべき図書)

第1条 業務は、次の各号に掲げる図書に準拠して行うものとする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 松戸市水道管路設計指針
- (2) 土木工事一般仕様書（発注都市の仕様書）
- (3) 機械設備工事一般仕様書（発注都市の仕様書）
- (4) 電気工事一般仕様書（発注都市の仕様書）
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 日本水道協会規格（JWWA）
- (7) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (8) 電気設備技術基準
- (9) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (10) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (11) 内線規程（日本電気協会）
- (12) 日本農業規格（JAS）
- (13) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (14) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (15) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (16) 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
- (17) 道路橋下部構造設計指針（日本道路協会）（くい基礎の設計編）
- (18) 水理公式集（土木学会）
- (19) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (20) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (21) 鉄筋コンクリート構造計算基礎、同解説（日本建築学会）
- (22) 建築基礎構造設計基礎、同解説（日本建築学会）
- (23) 土木製図基準（土木学会）
- (24) 道路技術基準
- (25) プレストレスコンクリート標準示方書（土木学会）
- (26) コンクリートパイルハンドブック（コンクリートボールパイル協会）
- (27) その他必要図書

第5章 審 査

(審査の目的)

第1条 乙は、業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めると共に、更に審査を実施し設計図書に誤りが無いように努めなければならない。

(審査の体制・一般仕様書)

第2条 乙は、遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験者を有する審査技術者を配置しなければならない。

(審査事項)

第3条 乙は、設計全般にわたり、正常時、異常時における施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として次の各号に示す事項について審査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の内容及び設定について
- (2) 設計計画の妥当性について
- (3) 水位関係の検討について
- (4) 更新手順の検討について

(審査の実施)

第4条 審査技術者は業務完了に伴って審査結果を審査報告書としてとりまとめ、審査技術者の署名押印のうえ設計報告書へ添付しなければならない。

第6章 提出書類

(提出図書)

第1条 乙は、業務が完了したときは、次の各号により成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成にあたっては、その編集方法等について、あらかじめ監督職員と協議すること。

(1) 基本設計報告書 A4版 1部

ア 業務概要

イ 検討書

ウ 調査報告書

エ 調査結果図面（一般平面図、水位関係図等）

オ 現地調査資料（写真を含む）

カ 埋設調査資料

キ 工法比較検討資料

ク 渉外交渉記録

ケ 打合せ議事録

コ 照査報告書

サ その他、別に指示するもの

(2) 報告書データ CD-R 1部

第2条 電子媒体

電子納品の媒体はCD-Rとし、ISO9660 フォーマット（レベル1）を標準とする。

電子納品において、納品前には必ず以下の項目に従ってウイルス対策を行う。

- (1) 受注者は、納品すべき最終成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。
- (2) ウイルス対策ソフトは指定をしないが、シュアの高いものを利用する。
- (3) ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新したものを利用する。
- (4) 納品する媒体のラベルに、ウイルスに関する情報を記載する。

成果品のラベルについては、直接印刷をするか、専用のラベルを専用の器具で確実に貼り付けるものとし、以下の各項目に従うものとする。

- (1) 委託名称
- (2) 作成年月
- (3) 発注者名

- (4) 受注者名
- (5) ウイルスチェックに関する情報
 - ①使用したウイルス対策ソフト名
 - ②ウイルス定義年月日またはパターンファイル名
 - ③チェック年月日

CD-Rのラベル例



常盤平浄水場新設配水池基本設計業務委託特記仕様書

本仕様書は、一般仕様書に記載されていない設計業務委託の範囲及び施設の設計内容を規定するものである。

- 1 業務の名称 常盤平浄水場新設配水池基本設計業務委託
- 2 履行場所 松戸市常盤平三丁目 26 番地の 2
- 3 業務の概要 本設計業務は、常盤平浄水場において災害時の常盤平地区に必要な応急給水水量を満たし、今後の配水池更新の際にも安定給水が可能な水量を確保するため、配水池の築造を行うために必要な検討を行うものである。
なお、基本設計・土質調査共に過去の資料がある。報告書の作成においては、考慮すること。
- 4 常盤平浄水場配水池の基本設計業務
 - (1) 基本条件の確認
 - ① 設計対象の位置、各種規制の有無
 - ② 水量、水位
 - ③ 既存施設の状況
 - ④ 設計図書に定める設計の基本方針
 - ⑤ 詳細設計に向けての調査、検討事項
 - ⑥ その他設計に必要な事項
 - (2) 維持管理方法の検討
 - ① 管理制御方式（流量計、水位計、残留塩素系他）
 - ② その他特殊な維持管理方法（流入弁、緊急遮断弁等）
 - (3) 配置計画の検討
 - ① 配置計画
経済性、工事及び維持管理の難易度などを考慮し、各施設の配置計画を作成する。
 - ② 配管計画の検討

(4) 施設計画

- ① 配水池容量（有効容量 2,000 m³）の確認
- ② 基礎形式の検討
- ③ 内面塗装の検討
内面塗装の実施の必要性を検討する。必要とする場合には適切な塗装方法を検討する。
- ④ 場内配管の検討（管種、口径等）
- ⑤ 場内整備の検討
- ⑥ 塩素補填設備及び注入点の検討
- ⑦ 電気計装設備の検討

(5) 施工方式比較検討

- ① 地質調査結果及び周辺状況、その他関係資料に基づく工事施工方法の経済性、必要工期、施工難易度、工事公害などの比較検討
- ② 工事進入道路計画

5 地質調査

(1) 調査委託方法

本調査に使用する機械はロータリー式試錐機とし、ボーリング孔径は 66～100mm程度とし、指示された深さまで掘進するものとする。表層部分が崩壊性土層にはドライパイプを打ち込み、またケーシングパイプを挿入する等して孔壁の擁護と地層の誤認がないように留意すること。

① 標準貫入試験

本試験は、JIS A 1219により行うものとし、モンケンは、63.5kgのものを使用すること。試験は初め約15cm打ち込み深度を測定したのち、前記落錐の落下高を正しく75cmに保ち自由落下により30cm打ち込みに要する打撃回数を測定し、N値を記録すること。ただし、打撃回数が50回以上になっても30cm未満の貫入量の場合はこれを中止することができる。貫入後サンプラーを引き上げて試料を観察、必要事項を記録してこれらを採取し、各地層の代表的なものを選択して地質標本にすること。

- ② 物理試験 密度試験 (JIS A 1202)
 含水比試験 (JIS A 1203)
 粒度試験 (JIS A 1204)

液性限界試験 (JIS A 1205)

塑性限界試験 (JIS A 1206)

単位体積重量試験

③ 力学試験 一軸圧縮試験 (JIS A 1216)

圧密試験 (JIS A 1217)

三軸圧縮試験 (JGS 0521)

④ 孔内水平載荷試験

(2) 増堀及び減尺

指定された深度に達しなくても地層の状況が把握できる場合は、これを中止することがあり、また反対の場合に増堀することがある。いずれも係員の指示による。

(3) 検尺

所定の深さまで掘進が完了した時は、速やかに係員に連絡し検尺を受けるものとする。この場合、現場写真は必ず撮ること。

(4) 報告書

① 調査概要

② 調査位置平面図

③ 地層想定断面図

④ 調査結果 地層概要
土質特性

⑤ 基礎に対する見解

⑥ 結論

⑦ 地質柱状図

⑧ 調査委託の記録写真

(5) 土質標本

標本箱に納め指定数提出すること。

6 照査

本業務は十分な経験を有する技術者により、照査を行うものとする。

7 成果品の作成

- | | | |
|----------|------|-----|
| ・基本設計報告書 | A4 版 | 1 部 |
| ・地質調査報告書 | A4 版 | 1 部 |
| ・上記電子データ | CD-R | 1 枚 |
| ・土質標本 | | 1 箱 |

8 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは監督員と協議のうえ決定する。

個人情報の取扱いに関する特記事項

第1条(基本的事項)

請負者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識すること。また、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

第2条(収集の制限)

乙は、この契約による業務等の履行のために個人情報を収集するときは、必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

第3条(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、松戸市水道部(以下「甲」という。)に無断で第三者へ提供してはならない。

第4条(受渡し)

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預かり証を提出しなければならない。

第5条(責任体制の整備)

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第6条(作業責任者等の届出)

- (1) 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者(以下「業務従事者」という。)を届け出なければならない。
- (2) 乙は、個人情報の取扱いに係る業務従事者を変更する場合は速やかに甲へ届け出なければならない。
- (3) 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- (4) 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

第7条(作業場所の特定)

- (1) 乙は、個人情報を取扱う事務を実施する場所及び個人情報ファイルを取扱う情報システムを管理する場所を明確に定め、安全管理措置を講じなければならない。
- (2) 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、業務従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

第8条(教育の実施)

- (1) 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本委託業務履行にあたり遵守すべき事項、その他必要な教育及び研修を業務従事者に対して実施しなければならない。

- (2) 乙は、前項の教育及び研修を実施するにあたり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第9条(守秘義務)

- (1) 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 乙は、本委託業務に関わる業務従事者に対して、本特記事項のほか、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する法令等の規定を遵守させ、また、当該業務のため貸与若しくは提供を受け、又は収集した個人情報を適切に取扱い、業務期間中はもとより業務終了の後においても、個人情報の漏えいその他の個人の権利利益を侵害するような行為は一切行わないことを誓約させなければならない。

第10条(再委託)

- (1) 乙は、本委託業務を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- (2) 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、甲の承認を得なければならない。
- (3) 前項の場合、乙は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (4) 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。
- (5) 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

第11条(派遣労働者等の利用措置)

- (1) 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- (2) 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第12条(個人情報の管理)

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- ① 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- ② 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- ③ 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- ④ 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- ⑤ 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- ⑥ 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

- ⑦ 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- ⑧ 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- ⑨ 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- ⑩ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

第 13 条(個人情報の返還又は廃棄)

- (1) 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- (2) 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- (3) 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- (5) 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第 14 条(定期報告及び緊急時の報告)

- (1) 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- (2) 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第 15 条(個人情報の取扱いに関する実地の調査)

甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取扱っている個人情報の状況について、必要があると認めるときに実地調査を行うことができる。

第 16 条(事故発生時の対応)

- (1) 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、または発生したおそれがあると判断した場合は、その事故の発生に係わる帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を報告し、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、前項の場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- (3) 甲は、本委託業務に関し、第 1 項の事案が生じた場合は、必要に応じて当該事案に関する情報を公表することができる。

第 17 条(契約解除)

- (1) 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又

は一部を解除することができる。

- (2) 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 18 条(損害賠償)

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生した場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

案内図

常盤平浄水場



委 託 設 計 書

所 属 部 課 名		水道部工務課							
管理者	工務課長	補佐	主査	主査	主査	主査	班	設計者	審査
委 託 名		常盤平浄水場新設配水池基本設計業務委託							
委 託 場 所		松戸市常盤平三丁目26番地の2							
事 業 年 度		令和 8 年度							
委 託 価 格		円							
委 託 料 計		円							

委 託 概 要	常盤平浄水場配水池の基本設計（対象容量：2,000m ³ ） 地質調査 30m×1本
------------------	--

委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務								
	直接人件費							
		配水池更新基本設計		式	1			第 1 号内訳書参照
	直接人件費計			式	1			
	直接経費			式	1			
		旅費交通費		式	1			第 2 号内訳書参照
		印刷製本費		式	1			第 3 号内訳書参照
		電子成果品作成費		式	1			
	直接経費計			式	1			
	直接原価計			式	1			
	間接原価							

委 託 内 訳 書

2 頁

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		その他原価		式	1			
	業務原価			式	1			
		一般管理費等		式	1			
	設計業務	価格						
地質調査業務								
	一般調査費							
		直接調査費						
			地質調査業務	式	1			第 4 号内訳書参照
		直接調査費計						
		間接調査費						
			機材運搬費	式	1			第 5 号内訳書参照

委 託 内 訳 書

3 頁

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			準備費	式	1			第 6 号内訳書参照
			仮設費	式	1			第 7 号内訳書参照
			施工管理費	式	1			
		間接調査費計						
		純調査費						
		諸経費		式	1			
	一般調査費計							
	解析等調査業務費							
		解析業務		式	1			第 8 号内訳書参照
		その他原価		式	1			
		一般管理費等		式	1			

委 託 内 訳 書

4 頁

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	解析等	調査業務費計						
	地質調査	業務価格						
業務価格総計				式	1			
		消費税及び地方消費税 相当額		式	1			
業務委託料計				式	1			

第 1 号 内訳書 配水池更新基本設計

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
設計協議		式	1			第 1 号単価表参照
現地調査		式	1			第 2 号単価表参照
基本条件の確認		式	1			第 3 号単価表参照
維持管理方法の検討		式	1			第 4 号単価表参照
配置計画の検討		式	1			第 5 号単価表参照
施設計画		式	1			第 6 号単価表参照
段階的運用方法の検討		式	1			第 7 号単価表参照
水位関係の検討		式	1			第 8 号単価表参照
施工方法の検討		式	1			第 9 号単価表参照
審査		式	1			第 10 号単価表参照
計						

第 2 号 内訳書 旅費交通費

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
旅費交通費	往復	回	26			
計						

第 3 号 内訳書 印刷製本費

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
印刷製本費		式	1			
計						

第 4 号 内訳書 地質調査業務

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械ボーリング		式	1			第 11 号単価表参照
サンプリング		式	1			第 12 号単価表参照
サウンディング及び原位置試験		式	1			第 13 号単価表参照
室内試験		式	1			第 14 号単価表参照
解析等調査業務		式	1			第 15 号単価表参照
電子成果品作成費		式	1			
計						

第 5 号 内訳書 機材運搬費

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
トラック	クレーン装置付2.9t吊 2t積	台・日	2			第 16 号単価表参照
計						

第 6 号 内訳書 準備費

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
準備及び跡片付け		業務	1			第 17 号単価表参照
計						

第 7 号 内訳書 仮設費

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
平坦地足場	高さ0.3m以下	箇所	1			第 18 号単価表参照
調査孔閉塞		箇所	2			第 19 号単価表参照
計						

第 8 号 内訳書 解析業務

1 式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
既存資料の収集・現地調査		業務	1			第 20 号単価表参照
資料整理とりまとめ	直接人件費	業務	1			第 21 号単価表参照
断面図等の作成	直接人件費	業務	1			第 22 号単価表参照
総合解析とりまとめ		業務	1			第 23 号単価表参照
計						

第 1 号 単価表

設計協議

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
第 1 回打合せ		回	1			第 24 号単価表参照
中間打合せ		回	3			第 25 号単価表参照
最終打合せ		回	1			第 26 号単価表参照
計	1 式 当り					

第 2 号 単価表

現地調査

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人				
技師（B）		人				
計	1 式 当り					

第 3 号 単価表

基本条件の確認

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
計	1 式 当り					

第 4 号 単価表

維持管理方法の検討

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
計	1 式 当り					

第 5 号 単価表

配置計画の検討

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

第 6 号 単価表

施設計画

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

第 7 号 単価表

段階的運用方法の検討

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

第 8 号 単価表

水位関係の検討

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
計	1 式 当り					

第 9 号 単価表

施工方法の検討

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人				
技師（A）		人				
技師（B）		人				
技師（C）		人				
技術員		人				
計	1 式 当り					

第 10 号 単価表 審査

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
理事・技師長		人				
主任技師		人				
計	1 式 当り					

第 11 号 単価表

機械ボーリング

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	粘性土・シルト	m	6			本孔 6m×1箇所 第 27 号単価表参照
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	砂・砂質土	m	24			本孔 24m×1箇所 第 28 号単価表参照
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	粘性土・シルト	m	2			サンプリング用 別孔2m×1箇所 第 29 号単価表参照
計	1 式 当り					

第 12 号 単価表

サンプリング

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
固定ピストン式シンウォール サンプラー		本	1			第 30 号単価表参照
計	1 式 当り					

第 13 号 単価表

サウンディング及び原位置試験

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	6			第 31 号単価表参照
標準貫入試験	砂・砂質土	回	24			第 32 号単価表参照
現場透水試験	ケーシング法	回	1			第 33 号単価表参照
孔内載荷試験	普通載荷	回	1			第 34 号単価表参照
計	1 式 当り					

第 14 号 単価表

室内試験

1 式 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土粒子の密度試験		試料	4			
土の含水比試験		試料	4			
土の粒度試験	粘土、沈降分析	試料	2			
土の粒度試験	砂質土	試料	2			
三軸圧縮試験	CD試験	試料	1			
土の液性限界試験		試料	4			
土の塑性限界試験		試験	4			
土の湿潤密度試験		試料	4			
計	1 式 当り					

第 15 号 単価表

解析等調査業務

1 式 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
資料整理とりまとめ		業務	1			第 35 号単価表参照
断面図等の作成		業務	1			第 36 号単価表参照
計	1 式 当り					

第 16 号 単価表

トラック

クレーン装置付2.9t吊 2t積

1 台・日 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	7.8			3.9*2*1
運転手（特殊）		人				
トラック	クレーン装置付2.9t吊2t積	時間				
トラック	クレーン装置付2.9t吊2t積	供用日	1			
計	1 台・日 当り					

第 17 号 単価表

準備及び跡片付け

1 業務 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
準備及び跡片付け		業務	1			
計	1 業務 当り					

第 18 号 単価表

平坦地足場

高さ0.3m以下

1 箇所 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
平坦足場	高さ0.3m以下	箇所	1			
計						
	補正係数					

第 19 号 単価表

調査孔閉塞

1 箇所 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
調査孔閉塞		箇所	1			
計	1 箇所 当り					

第 20 号 単価表

既存資料の収集・現地調査

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
既存資料の収集・現地調査	直接人件費(解析等調査業務費)	業務	1			
計						
	補正係数					

第 21 号 単価表

資料整理とりまとめ

直接人件費

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
資料整理とりまとめ	直接人件費(解析等調査業務費)	業務	1			
計						
	補正係数					

第 22 号 単価表

断面図等の作成

直接人件費

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
断面図等の作成	直接人件費(解析等調査業務費)	業務	1			
計						
	補正係数					

第 23 号 単価表

総合解析とりまとめ

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
総合解析とりまとめ	直接人件費(解析等調査業務費)	業務	1			
計						
	補正係数					

第 24 号 単価表

第 1 回打合せ

1 回 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師（A）		人				
計	1 回 当り					

第 25 号 単価表

中間打合せ

1 回 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師（A）		人				
技師（B）		人				
計	1 回 当り					

第 26 号 単価表 最終打合せ

1 回 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師（A）		人				
計	1 回 当り					

第 27 号 単価表

土質ボーリング（ノンコアボーリング）

粘性土・シルト

1 m 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ 66mm 粘性土・シルト	m	1			
計						
	補正係数					

第 28 号 単価表

土質ボーリング（ノンコアボーリング）

砂・砂質土

1 m 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ 66mm 砂・砂質土	m	1			
計						
	補正係数					

第 29 号 単価表

土質ボーリング（ノンコアボーリング）

粘性土・シルト

1 m 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ 86mm 粘性土・シルト	m	1			
計						
	補正係数					

第 30 号 単価表 固定ピストン式シンウォールサンプラー

1 本 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
固定ピストン式シンウォール サンプラー	粘性土（ $0 \leq N \text{ 値} \leq 4$ ）	本	1			
計	1 本 当り					

第 31 号 単価表

標準貫入試験

粘性土・シルト

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	1			
計	1 回 当り					

第 32 号 単価表

標準貫入試験

砂・砂質土

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標準貫入試験	砂・砂質土	回	1			
計	1 回 当り					

第 33 号 単価表

現場透水試験

ケーシング法

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場透水試験	ケーシング法 G L－10m以内	回	1			
計						
	補正係数					

第 34 号 単価表

孔内載荷試験

普通載荷

1 回 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
孔内載荷試験	普通 (2.5MN/m ² 以下) GL-50m以内	回	1			
計	1 回 当り					

第 35 号 単価表

資料整理とりまとめ

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
資料整理とりまとめ	直接人件費(直接調査費)	業務	1			
計						
	補正係数					

第 36 号 単価表

断面図等の作成

1 業務 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
断面図等の作成	直接人件費(直接調査費)	業務	1			
計						
	補正係数					